

訴 状

令和4年4月7日

長野地方裁判所飯田支部 御中

原告訴訟代理人弁護士 松 村 文 夫
原告訴訟代理人弁護士 木 嶋 日 出 夫
原告訴訟代理人弁護士 根 岸 紘 太 郎 (担当)

〒395-0304 長野県下伊那郡阿智村智里3643番イ

原 告 熊 谷 章 文
原 告 熊 谷 美代子
原 告 熊 谷 美 紀

〒394-0028 長野県岡谷市本町二丁目6番47号

信州しらかば法律事務所 (送達場所)

原告訴訟代理人弁護士 木 嶋 日 出 夫
原告訴訟代理人弁護士 根 岸 紘 太 郎

TEL 0266-23-2270

FAX 0266-23-6642

394-0028 長野県岡谷市本町二丁目6番36号南信旅行ビル2階

松村法律事務所

原告訴訟代理人弁護士 松 村 文 夫

TEL 0266-21-6600

FAX 0266-21-6601

〒 3 9 5 — 0 3 0 3 長野県下伊那郡阿智村駒場 4 8 3

被 告 阿 智 村
代表者村長 熊 谷 秀 樹

地位確認等請求事件

訴訟物の価格 3 3 4 万 7 3 0 0 円

貼用印紙額 2 万 2 0 0 0 円

第 1 請求の趣旨

- 1 原告熊谷章文が、被告に対し、阿智村水道事業給水条例（昭和 4 9 年 3 月 1 1 日条例第 7 号）所定の料金額を支払うことなく水道を利用できる契約上の地位にあることを確認する。
 - 2 被告は、原告熊谷章文に対し、1 1 4 万 7 3 0 0 円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済まで年 3 パーセントの割合による金員を支払え
 - 3 (1)被告は、原告熊谷章文に対し、2 0 万円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済まで年 3 パーセントの割合による金員を支払え
(2)被告は、原告熊谷美代子に対し、2 0 万円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済まで年 3 パーセントの割合による金員を支払え
(3)被告は、原告熊谷美紀に対し、2 0 万円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済まで年 3 パーセントの割合による金員を支払え
 - 4 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決並びに請求の趣旨第 2 項及び第 3 項につき仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

1 総説

本件は、①被告が、原告熊谷章文（以下、原告章文という。）において、阿智村水道事業給水条例に定める水道料金を支払わなかったことを理由に給水を停止したことについて、水道敷設の経緯等から、同条例所定の水道料金を支払わなくても水道を利用できる契約上の地位にあることの確認（請求の趣旨第1項）、②被告が、水道管を物理的に切断したことについて、（給水停止が違法である場合は勿論、仮に給水停止自体は適法であるとしても）水道管の切断をする権原がないことを理由に、同行為と相当因果関係のある損害の賠償（請求の趣旨第2項）、③被告の給水停止により原告らにおいて私生活上の苦痛が生じていることを理由として損害（慰謝料）の賠償を（請求の趣旨第3項）、それぞれ求めるものである。

2 当事者及び本件の経緯等

- (1) 原告らは、住所地に居住する者であり、被告は、水道法6条により水道事業者の地位にある者である。
- (2) 原告らが居住する付近は、地域住人により園原部落（集落）と呼ばれている。園原部落には、現在、100名弱が生活している。同地は、阿智村の中心部から約9km離れた地で、標高約1000mの所にある。
- (3) 園原部落では、かつて構成員全員が設置した水道設備（井戸・湧水を利用）が存在していたが、昭和47年に中央道恵那山トンネル掘削工事をした際、水源が枯渇してしまった。そこで、原告章文の祖父や当時の村長等は、日本道路公団に対して、補償を求める協議を行い、新たな水源を探して水道管を敷設する工事が実施されることになった。そのため、実際の費用は、被告の予算ではなく、補償工事の枠組みで支出されている。

もともと、水道法上、事業は市町村が経営することが予定されている

から（水道法6条）、被告において、簡易水道（水道法3条3項参照）の申請がされた（甲1）。

(4) 工事は昭和47年に完了し、現在の園原水道になっている。園原水道は、山中に水源があり、季節に応じ湧出量が異なることから貯水槽に貯めておき、塩素消毒の後、自然の傾斜を利用して、園原部落に水を供給している（甲2）。原告宅の配管は別紙の通りである。この配管工事は、上記の通り、被告の予算で実施されたものではない。

(5) 園原水道が開設された当時から、昭和60年までは、園原水道利用者において水道料金を支払っておらず、被告においても水道料金を徴求することはなかった。

(6)ア 昭和60年阿智村内の他の地域にも水道が通り、全村水道化した。園原水道以外は、被告の予算（補助金含む。水道法44条参照。）で水道化が実施された。

イ こうしたことを踏まえ、被告では、園原水道も被告が管理するのが適切と判断したと思われるが、昭和59年の時点で、当時の黒柳忠勝村長から、園原部落へ「阿智村の全村水道化にあわせ、園原水道も阿智村で管理を行いたい。」旨の申し入れがあった。

ウ そこで、当時の部落長は、部落会を開催し、当時の助役及び総務課長から説明を求めた。この際の説明としては「阿智村全村水道化に伴い、この機会に、園原水道も村で管理を行いたい。については、量水器を設置しますが、徴収した水道料金はお返しします。本来は、各戸へ返還するものではありませんが、できれば一括で部落へまとめてお返しできればと考えていますが、いかがでしょうか。」という趣旨であった。この説明の場には、原告章文も出席している。

エ このような被告からの提案に対し、住民の反応としては、各戸に返還して欲しいとの意見も出たが、最終的には、量水器・水道メータを設置す

ること、返金先を園原部落が開設している通帳とすること（JAみなみ信州阿智支所。同通帳は、数年ごとに交代する部落長が管理している。この当時の部落長は、熊谷千美氏）が阿智村との間で合意された。

- (7) 園原水道の利用が開始された昭和47年から量水器が設置される昭和60年までの間と、量水器が設置された昭和60年以降で、被告における園原水道の管理態様は、基本的に異なるところがない。

もともと、園原水道は、上記の通り湧水を貯水し塩素消毒の上で住民に給水している方式であるが、塩素消毒器は被告の管理に移行している。これに要する費用は、実費として、水道料金から控除の上、実質的な返金がされていた。

- (8)ア 被告からの支払いは、昭和60年以降されるようになった。しかし、その支払先は、上記部落が開設している通帳ではなく、住民の一部の者にされた。原告章文は被告からの支払金につき横領がされたのではないかと考えており、原告が代表を務める地縁団体による損害賠償請求訴訟が係属している（御庁令和3年（ワ）第59号）。

イ 被告からの支払いがされていた事実は、管理委託表（甲3）が証している。この文書は、原告章文において情報開示により阿智村から入手した証拠である。これによると、原告章文にて、横領が生じたのではないかと警察に訴え出た平成27年度分は部落が開設した口座への入金があることにはなっているが、それ以外の年度は同口座以外への支払いがされている。同証拠によると、被告からの支払総額は平成28年度以降減少している。

ウ また、同文書によれば、昭和60年度当時から、施設管理費、補償費の名目に分かれているが、実質的な返金がされた当初から費目が分かっていたわけではない。

さらに、被告職員は、議会において、補償費とは何かとの質問に対し

「恵那山トンネル掘削により水源が枯れ道路公団が施工し水源を確保した際の特殊な補償金」であると答弁し、また、補償費だけ打ち切った理由はどの質問に対し「他の利用者との関係から不適切と判断した」と答弁しているが(甲4)、打ち切りの理由について、説明が漠然としている。また、原告らに説明会のような形で理由の説明はされていない。上記の通り管理委託表(甲3)によると、平成28年度からの支払額は減額されている。

- (9) 原告章文は、疑問を覚え、調査をしていくうちに、横領が発生しているのではないかとの考えに至った(甲3。繰り返しになるが、同証拠は阿智村から開示を受けたもので、量水器を設置した昭和60年からこうした費目分けはされていなかった。)。そして、これが可能なのは阿智村職員も関与しているのではないかと疑念を抱くに至った。また、昭和60年に量水器を設置した際の合意からすれば、園原部落の通帳への入金や、実質的な返金が完全(すなわち平成28年度からの減額がない状態)に実施されてから水道料金を支払うべきではないのかとの考えにも至った(勿論、横領とする点について、原告章文が強い不満も抱いてはいるが、本件で重要な事情は水道敷設や被告の管理に関する事実と考えられる。)。そして、原告章文は、約束を最初に違えたのは被告であるとして、令和2年2月から、水道料金を支払わないことにした。

そして、後述する通り被告においては水道の給水停止がされたが、それに先立ち、原告と被告の間では、概要、以下の協議が行われた。

①令和2年6月29日、役場内で、話し合いがもたれた。もっとも、この話し合いは、原告章文の亡父典章名義で自動引き落としされていることについて、原告章文名義での振込用紙の送付がされたか否かといった、本件との関係でいえば、余り本質的な内容ではなかった。

②令和2年6月30日、原告章文が経営している設計事務所(同人は一

級建築士の資格を有している。)において、話し合いがもたれた。ここでは、前日の振込用紙の件について、原告章文名義での送付はしていなかったとの回答がされると共に、水道料金を支払うよう口頭で伝えられた。

③令和2年7月14日、被告職員が給水処分執行停止書を原告宅へ持参した。もともと、当該書面には押印がされていなかったため、原告章文はその足で阿智村役場に赴き、確認を行った。そうしたところ、内部的な決済が取れておらずそのために押印がされていない事情があったようであり、この日の給水停止は取りやめになった。

④令和3年8月12日付で、原告が代表を務める地縁団体が、損害賠償請求訴訟を提起した(御庁令和3年(ワ)第59号)。

(10)ア 令和3年10月29日、原告章文に給水停止執行処分書が交付され(甲5)、園原水道の給水が停止された(以下、給水停止①という。)。給水停止①は、別紙に量水器と記載されている量水器を取り外す形で行われた。量水器の取り外しそれ自体について(給水停止の承諾でなく)、原告章文は、量水器の設置は上記の経緯であったことから、構わない旨応じた。量水器の取り外しにより、水道管が繋がらなくなり、トイレに水が流れなくなった。

イ もともと、給水停止①を踏まえても、原告宅への水道供給は別の管からもされていたので(これは料金の未払前から変わらない。)、トイレ以外では水道を利用することができた。そこで、被告は、令和3年11月9日、別紙の旧量水器と記載された付近の水道管を物理的に切断した(以下、給水停止②という。)。当該作業は、被告から委託された業者において行われたと考えられる。給水停止②により、原告宅では水道を完全に利用できなくなった。

給水停止②に際し、被告からは、事前の告知や文書の交付といった対応はなかった。また、水道管の切断は、熊谷泰人氏所有の土地内で行わ

れたが（甲6）、被告は、同人の敷地に立ち入ることや工事を実施することについて、事前に同人の承諾を取り付けることはなかった。

(11) 現在も、原告章文において水道料金を支払っていないことから、給水は停止されたままである。原告らは、水道が使えないことから、自宅から自動車です15分ほどの場所にある無料で利用できる湧水を汲みに行き生活用水として利用する、外部の入浴施設を利用する、生活の一部をホテルで行うといった生活状況である（甲7）。

(12) 園原水道契約者の地位は、原告熊谷章文の父典章が生存していたときは同人であったが、同人の父母が死亡した後は、原告章文が唯一の相続人（子は1人）として、同地位を相続している。被告も、このことは当然の前提として（甲5参照）、これまで対応していた。

3 契約上の地位確認（請求の趣旨第1項）

(1) 水道法や、阿智村水道事業給水条例（甲8。以下、単に条例という。）の規定や、趣旨は以下の通りである。

ア 水道法は、第15条1項において、水道事業者は、給水契約の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない旨規定し、水道需要者と事業者の水道を巡る法律関係について、契約形式によることを明らかにしている。但し、水道は、生活を営む上での基本的なインフラであり、公共性の高い事業であるから、事業者の契約の自由は制限され、正当な理由のない限り受諾義務が課せられる（甲9）。

また、公共性の高さから、原則として、事業者には、常時給水義務が課せられる（15条2項。甲9）。

さらに、14条2項4号は、不当な差別的取り扱いの禁止を規定しているが、これは水道の利用関係における公平の原則を定めたものと解される。

イ 水道法第15条3項は、利用者が料金を支払わないとき、その他正当

うしたことから、確認の利益が認められる。

4 水道管の切断による損害賠償請求（請求の趣旨第2項）

(1) 上記のとおり、給水停止②は、物理的な水道管の切断を伴うものである。

また、給水停止②に際しては、上記のとおり、被告から原告章文への、事前の告知や文書の交付といった対応はなく、また、水道管の切断は、熊谷泰人氏所有の土地内で行われたが（甲6）、被告は、同人の敷地に立ち入ることや工事を実施することについて、事前に同人の承諾を取り付けることはなかったという態様で実施された。

(2) 上記契約上の地位確認で主張したとおり、本件では、被告において給水停止をすることができないから、「被告が業者に委託して水道管を物理的に切断させた行為」は（以下、本件行為という。）、不法行為（民法709条）上違法であり（仮に、同行為が公権力の行使と解釈されるのであれば、国家賠償法1条1項により）、また、本件行為について少なくとも被告に過失はあるから、被告は、原告章文に生じた損害を賠償する責任を負う。

(3) 仮に、被告において、給水停止それ自体が適法になし得るとしても、本件行為それ自体が必然的に適法行為になるわけではない。

すなわち、上記のとおり、園原水道は被告によって開設されたものではなく、水道管について、被告の所有権が及ぶことはない。したがって、少なくとも切断する水道管の土地所有者の任意の承諾を得る必要があるが、このような事実関係は存しない。

また、権利者の承諾が無くとも本件行為に及ぶ法的根拠があるかについては、上記のとおり、水道法は、水道需要者と事業者の水道を巡る法律関係については、契約方式で規律しているところであるから、水道法15条3項が自力執行行為を許容する法的根拠になり得ない。

さらに、給水停止②においては、緊急やむを得ない事情はないのに、給

水の制限又は停止をするときは、日時及び区域を定めその都度これを予告するという条例第13条2項の規定も遵守していない。

これらのことに鑑みれば、仮に、給水停止それ自体が適法になし得るのだとしても、本件行為それ自体は不法行為上違法であり（国賠法の点については上記と同じ。）、また、本件行為について少なくとも被告に過失はあるから、被告は、原告章文に生じた損害を賠償する責任を負う。

(4) 原告章文には、本件行為により、見積書記載（甲10）の工事が必要になったことから、114万7300円の損害が生じた。

その理由（機序）としては、給湯器は常に水を通していているが、水道管の切断により水が通らなくなったことから、空焚き防止機能により、運転を停止した、これにより、管も含め凍結が生じたから交換が必要になったというものである。

したがって、これらの損害は、本件行為と相当因果関係がある。

5 慰謝料請求（請求の趣旨第3項）

上記のとおり、給水停止それ自体又は本件行為は不法行為上違法であり（国賠法の点については上記と同じ。）、これにより原告らは生活上の苦痛を被ったから、被告は原告らに対し、損害（慰謝料）を支払う必要がある。

その額としては、原告1人につき20万円が相当である。

第3 結論

よって、原告（ら）は、請求の趣旨第1項所定の契約上の地位確認並びに不法行為（又は国賠法1条1項）に基づき請求の趣旨第2項及び第3項所定の金の支払い及び民法所定の遅延損害金の支払いをそれぞれ求めるものである。

以 上

証 拠 方 法

証拠説明書の通り

附 属 書 類

1	訴状副本	1 通
2	甲号各証（写し）	2 通
3	訴訟委任状	3 通